

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止ならびに統計法（平成19年法律第53号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止ならびに統計法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第2条および第50条関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p> <p>(8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）および事業を営む個人をいう。</p> <p>(9) 省略</p> <p>第3条から第49条まで 省略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第50条 この条例の規定は、統計法（平成19年法律第53号）<u>第2条第6項</u>に規定する基幹統計調査および同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報ならびに滋賀県統計調査条例（昭和26年滋賀県条例第7号）第2条第1項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、適用しない。</p> <p>2 第2章第3節および第4節の規定は、<u>行政機関の保有する個人</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p> <p>(8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）および事業を営む個人をいう。</p> <p>(9) 省略</p> <p>第3条から第49条まで 省略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第50条 この条例の規定は、統計法（平成19年法律第53号）<u>第52条各号</u>に掲げる個人情報および滋賀県統計調査条例（昭和26年滋賀県条例第7号）第2条第1項に規定する県統計調査に係る同法<u>第2条第11項</u>に規定する調査票情報に含まれる個人情報については、適用しない。</p> <p>2 第2章第3節および第4節の規定は、<u>個人情報の保護に関する</u></p>

情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報（前項に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 省略

第51条以下 省略

法律その他の法律の規定により、個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報（前項に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 省略

第51条以下 省略